

立入検査とは

法的根拠

消防法第4条(資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査)

- 1 立入検査とは、西条市内の防火対象物や危険物施設等に対して、建物や消防用設備が消防法令に基づく基準に適合しているか否かを消防職員が定期的に検査するものです。

消防職員が市内の各事業所に直接出向き、消火器や誘導灯等の消防用設備や、避難経路の管理等について検査を実施しています。

2 立入検査の検査項目

- (1) 消防関係書類
- (2) 避難通路・避難口の確保
- (3) 防火管理体制
- (4) 消防用設備等の維持管理・点検など

〔資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査〕

消防法第4条

消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

3 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

4 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査又は質問を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。